

ひょうご消費者ネットは、兵庫県神戸市に事務所を置く適格消費者団体として、不当勧誘又は不当条項の差し止めの業務と、兵庫県内で市民向けのシンポジウムを開催し消費者問題への関心を喚起する普及業務の二つの中心的な業務を行っています。

差止業務に関しては、現在、アウトドア用品販売会社である株式会社モンベルのグループ会社である株式会社ベルカディアに対し、訴訟を行っています。同社は、旅行業者の登録をしており、登山やカヌー等について広告で消費者の応募を誘い、ツアーを実施していますが、その際、ツアー参加時に生じた生命、身体、財産に対する損害は参加者の自己責任とし、事業者に対する責任追及は放棄するという内容の同意書に、署名を求めて提出させる取扱いをしています。

消費者を引率して登山、カヌー等のスポーツに出向くことを事業として営む事業者が、事故があった場合でも免責されることを内容とする「免責同意書」を消費者に書かせることは、よく見られる事態ですが、実際に事故が起きて、訴訟となった場合には、裁判所は、ほとんどの場合、このような「免責同意書」は公序良俗違反で無効であると判断しています。その理由とするところは、人身被害にかかわる損害賠償責任の免責であり保護法益が重要であること、それであるのに同意の手続は消費者の深い理解を得るような態様ではなく、事務的強制的に同意書への署名が求められているにすぎないこと等にあると考えられます。営利目的事業として、消費者に対し、スポーツの指導、案内をしてスポーツ体験の機会を提供する、いわゆる商品スポーツにおいては、消費者が当該スポーツに特有の危険を引き受けているとはみなせないという理解が、裁判所の判断の背景にはあると思われます。

当ネットも、相手方事業者が用いている同意書の文言が不当条項に該当するという点を厳しく指摘したのですが、当ネットが事前差止において、特に重要であると意識したのは、同意書文言の持つ事実上の「泣き寝入り」効果でした。すなわち、事故による損害を自己責任とし事業者に対する責任追及を放棄するという文言の同意書に署名することによって、同意書は実際には消費者契約法に反して法的に無効であるとしても、その知識のない消費者が、万一の事故発生の場合、相手方事業者に対する損害賠償請求権の行使ができないと誤認してしまい、事実上の泣き寝入りを強いられる事態が起きるのではないかと危惧されるのです。

相手方事業者は、当ネットの違法であるとの指摘に対し、同意書文言を次々と改変し、よく検討すると、かならずしも消費者契約法に違反するとは言えない文言にすることを言明し、かつ、サン・クロレラ事件最高裁判決を引用して、改変後の文言を使っている以上は、消費者契約法12条の「現に行い又は行うおそれがあるとき」の要件が欠ける旨の主張をしてきました。

しかし、その改変後の同意書文言でも、「自己責任」という言葉、「事業者が債務不履行責任及び不法行為責任を負わない」という言葉が用いられており、印象操作の効果として、消費者が事実上の「泣き寝入り」をしかねないものでした。

現在、この訴訟は、結審の上、裁判所の和解勧告を受けて和解交渉中となっています。当ネットの近年の標語である、「STOP! ザ 泣き寝入り」の観点を踏まえ、よりよい結果になるよう努力するつもりです。

もう一つの柱であるシンポジウムについては、昨年度は、兵庫県の助成金をいただき、淡路市、丹波市、神戸市の県内3か所で開催し、好評をいただいています。今年度は、大学での若者向けのシンポ等、新しい試みに取り組む予定です。

今後とも、当ネットの活動にご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

団体  
訴権への展開

# 「STOP! ザ 泣き寝入り」を 標語に闘います

NPO法人ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木 尉久